

<p>Q</p>	<p>長男が高校卒業後就職しました。社会保険に加入したため共済組合の被扶養者から除外する手続きはとりましたが、給与上の扶養手当から除外する手続きは取らず9月まで扶養手当が支給されていました。扶養除外以外に書類が必要ですか？</p>
<p>A</p>	<p>○ 本人および学校長の理由書が必要です。</p> <p>諸手当の支給要件の変更又は喪失の手続きを怠ったことにより、当初の手当てが長期間支給されている事例がみられます。 このような支給要件に該当しない状態で受給した諸手当は、民法に規定する「不当利益」に該当し、受給者は、これを県に返還すべき法的な義務を負うことになります。</p> <p>支給要件の変更又は喪失が生じた場合は速やかに適正な手続きを行ってください</p> <p>このように届け出が遅れた場合は、扶養除外の手続きと一緒に本人および学校長の理由書を作成し市町村教育委員会経由で教職員・福利課へ提出してください。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 24高教福第193号 諸手当における支給要件の変更および喪失に関する事務の取り扱いについて • 26高教福第981号 諸手当における支給要件の変更及び喪失に関する適正な届け出事務について（通知）



24高教福第193号

平成24年5月22日

市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

諸手当における支給要件の変更及び喪失に関する事務の取扱いについて（通知）

県費負担教職員の諸手当の関係事務の取扱いにつきましては、日頃から適正な処理を心がけていただき、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、毎年度、諸手当（特に扶養手当、通勤手当及び住居手当）の支給要件の変更又は喪失の手続きを怠ったことにより、当初の諸手当が長期間支給されている事例が見られます。

このような支給要件に該当しない状態で受給した諸手当は、民法に規定する「不当利得」に該当し、受給者は、これを県に返還すべき法的な義務を負うことになります。

言うまでもなく、教職員の給与は、県民の皆様の貴重な税金によって賄われているものであり、また、教職員の身分と職責を考慮すれば、これらを不当に受給することは許されるものではありません。

また、教職員が諸手当を不当に受給することは、県民の皆様に対し、公金の出納・管理に重大な疑念を抱かせ、ひいては、学校教育に対する不信を抱かせることとなります。

このため、貴職におかれましては、こうした事態を招かないために、管内の小中学校長に対して、諸手当の支給状況に十分留意し、支給要件の変更又は喪失が生じた場合は速やかに適正な手続を行うよう、ご指導をお願いします。

諸手当の支給要件の変更及び喪失に関する事例

留 意 事 項

(1) 扶養手当

- 扶養親族（実父母、配偶者等）の公的年金と個人年金の受給合計額が、限度額（130万円）を超過していた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（配偶者、実子等）が就職し、限度額を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（実子等）がアルバイト等により、限度額を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

年金額の改定。
増額に気付いていますか？

支給要件の限度額が年額 130万円、月額 108,333円とご存じですか？

共済の扶養、所得税上の扶養、混同してませんか？

(2) 通勤手当

- 人事異動や転居等により、自宅（持ち家）等から勤務校までの通勤距離が変更したにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 高速道路において、新たに無料区間が設定され通行料金に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 通常使う道のほかに最短となるルートがあることを見過ごしていた。
- 校門の外側に駐車場があるのに、校門で測っていた。（距離の近い方で測定。）

住居届と通勤届はセットで考えよう。

ETC 利用は、気付き難いので気をつけよう。

通常使う道のほかに、最短経路はないですか？

(3) 住居手当

- 家賃変更があったが、届出を忘れていた。
- 人事異動や転居等により、住居が借家から自宅（持ち家）に変更になったにもかかわらず、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

住居手当は一律ではありません。家賃額改定に気を付けましょう。

(4) その他

- 連絡指導手当の支給要件を満たしていないのに支給されていた。

支給開始時・年度初めには、支給要件の確認を。

手当の支給事務に関しては、届け出時は、申請者・事務担当者ともに慎重かつ正確に取扱いをして認定をしていただいていると思いますが、支給が恒常的になると支給要件の確認を行うことが、ともすれば忘れがちになります。

申請者は、ご自身が受給している手当に関し、常日頃より意識を持ち、給料の支給明細をご覧になり、金額をよく確認してください。

1. 職員→所属長

年 月 日

学校長 様

立 学校
職 氏名 印

理 由 書

私が受給している〇〇手当について、支給要件を欠いているにも関わらず、下記の理由により喪失届出が遅れて戻入の手続きをとるに至りました。

記

1. 戻入に至った理由

2. 戻入に気付いた経緯

3. 今後の対策

長期戻入の発見から、その届出までに相当の日数（概ね1ヶ月以上）が経過している場合は、その理由も記入

4. 反省

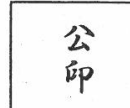
理由書を作成するにあたり、平成 24 年 5 月 22 日付 24 高教福第 193 号 教職員・福利課長通知「諸手当における支給要件の変更及び喪失に関する事務の取扱いについて」を、確認しているか？

2. 所属長→市町村教育長

年 月 日

教育長 様

立 学校
校 長



長期戻入について

本校、(職名) (氏名) に関して生じた 手当の戻入に関しては下記のとおりです。

記

- 1 本件の概要
- 2 発見の経緯
- 3 指導内容
- 4 学校長の意見

該当の届出に関しての、確認・及び指導いただいた内容。
また、所属長として取り組む今後の対策をご記入ください。

3. 教育委員会→教職員・福利課長

年 月 日

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長 様

教育長

長期戻入について

このことについて、(職名) (氏名) に関して別添文書が提出されましたので送付いたします。

当該長期戻入に関して、特記事項がある場合は、合わせてご記入ください。

26 高教福第 981 号

平成 26 年 11 月 27 日

市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

諸手当における支給要件の変更及び喪失に関する適正な届出手続
について（通知）

日ごろから、県費負担教職員の諸手当の関係事務の取扱いにつきまして、適正な処理を心がけていただき、厚くお礼申し上げます。

諸手当の届出手続につきましては、受給中の諸手当の支給要件に変更が生じていないかなどについて、各学校の事務担当者が確認するだけでなく、教職員自身が随時確認していただくよう、これまでも注意を喚起してきました。

しかしながら、特に扶養手当、通勤手当及び住居手当の支給要件の変更又は喪失の手続を怠ったことにより、支給要件に該当しない状態で、手当を長期間受給し、多額の戻入が必要となった事例が、例年、数多く発生しています。

言うまでもなく、教職員の給与は、県民の皆様の貴重な税金によって賄われているものであり、教職員の身分と職責を考慮すれば、これらを不当に受給することは許されるものではありません。

また、教職員が諸手当を不当に受給することは、県民の皆様に対し、公金の出納・管理に重大な疑念を抱かせ、ひいては、学校教育に対する不信を抱かせることとなります。

このため、貴職におかれましては、こうした事態を招かないために、管内の学校長及び教職員に対して、なお一層、諸手当の支給状況に十分留意し、確認することを促すとともに、支給要件の変更又は喪失が生じた場合は、速やかに適正な手続を行うよう、ご指導をお願いします。

諸手当の支給要件の変更及び喪失に関する事例

留意事項

1 扶養手当

- 扶養親族（実父母、配偶者等）の公的年金と個人年金の受給合計額が、限度額（130万円）を超過していた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（配偶者、実子等）が就職し、限度額を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（実子等）がアルバイト等により、不安定ではあるが、3箇月平均で限度額（108,333円）を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

年金額が改定された時、増額に気づいていますか？

支給要件の限度額が年額130万円だけではなく、月額108,333円で喪失することをご存じですか？

共済組合の扶養、所得税上の扶養の変更の時、手当の支給要件についても確認しましょう。

2 通勤手当

- 人事異動や転居等により、自宅（持ち家）等から勤務校までの通勤距離に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 高速道路の利用において、新たに無料区間が設定され通行料金に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 認定する時に、本人が通常使う道のほかに「一般に利用しうる最短経路」があることを見過ごし、確認することを怠っていた。
- 校門の外側に駐車場があるのに、校門までの距離を測っていた。（距離の近い方で測定すべきであった。）

住居届と通勤届はセットで考えましょう。

ETCの利用は、通行料金の変更に気づきにくいので、気をつけましょう。

通常使う道のほかに、最短経路はないですか？

3 住居手当

- 家賃変更があったが、届出を忘れていた。
- 人事異動や転居等により、住居が借家から自宅（持ち家）に変更になったにもかかわらず、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

住居手当の支給額は、一律ではありません。家賃額の改定に気をつけましょう。

4 その他

- 連絡指導手当が、学級数等の支給要件を満たしていないにもかかわらず、支給されていた。

支給開始時・年度初めには、支給要件の確認をしてください。

諸手当の支給事務に関しては、届出時は、申請者・事務担当者ともに慎重かつ正確に取扱いをして認定をしていただいていると思いますが、認定後の諸手当の支給が恒常的になると、支給要件の確認を行うことを忘れがちになります。

申請者は、ご自身が受給している手当に関し、常日ごろから意識を持ち、毎月の給料の支給明細をご覧になって、受給してよい手当であるかどうか金額をよく確認してください。

R 2. 7. 16 【教職員・福利課】

扶養手当の認定に関する運用について

平成 28 年度から知事部局の運用に合わせ扶養親族の収入が不安定な場合の取扱いについては、別添のとおり取り扱ってきましたが、人事院からの通知を受け、国と本県の認定の方法に相違があることが判明しました。

つきましては、国に準じた運用をするため次のとおり取り扱い、別添の内容についても改めることとします。なお、事業所得等のある扶養親族の取扱いについては、大きな変更点はありません。

臨時的任用教職員の認定も同様の取扱いとなっていますので、今後の取り扱いにご留意ください。
判断の難しい個別の事案は、教職員・福利課給与担当まで確認してください。

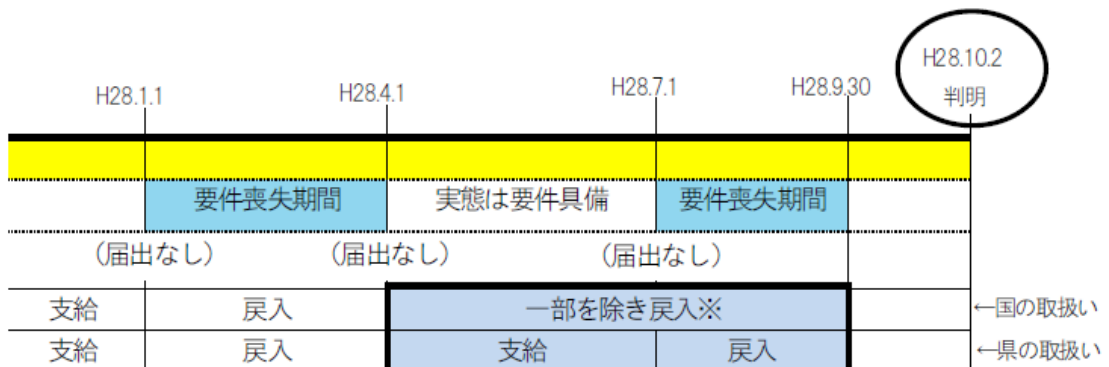
○扶養親族の収入が不安定な場合の取扱いについて

(1) 事後に支給要件の喪失期間があったことが判明した場合の事実発生日の取扱い

認定の取り消しは要件喪失時点に遡り、再度の届出がなされるまでは、手当を支給することはできない。(職員の責めに帰することができない事由を除く)

参考事例：パート勤務の妻を認定中

- H28.1.1～H28.3.31 支給要件喪失
- H28.4.1～H28.6.30 要件具備
- H28.7.1～H28.9.30 支給要件喪失
- H28.10.2 支給要件を喪失していた期間が過去にあることが判明



※国の一部を除く場合の適用事例は、認定側から届出が不要と言われたが、その指示が誤りであった場合が挙げられている。本県において多発している職員の失念による単なる届出漏れなどは含まれない。

本事例では、要件を欠くことがH28年10月2日に判明したため、実態として要件を具備した期間があったとしても遡って届出をすることはできない。よって、H28年1月以降、認定を取り消すこととなり、H28年1月以降の扶養手当は戻入することとなる。

(2) 適用日

令和2年4月1日とする。

R 2. 7. 16 【教職員・福利課】

扶養手当について

1. 扶養親族の収入が不安定な場合の取扱いについて

【事後に支給要件の喪失期間があったことが判明した場合】

(1) 事実発生日の取扱い

勤務月	支給額	3か月平均	事実発生日
H28. 1月	130,000		H28. 1. 1
H28. 2月	105,000		
H28. 3月	110,000	115,000 (1月・2月・3月)	
H28. 4月	106,000	107,000 (2月・3月・4月)	

3か月平均をして限度額を超える。積算に入っている1月から除外の該当となる。

(2) 戻入の取扱い

勤務月	支給額	3か月平均	支給要件の判定	戻入
H28. 1月	130,000		×	
H28. 2月	105,000		×	
H28. 3月	110,000	115,000 (1月・2月・3月)	×	
H28. 4月	106,000	107,000 (2月・3月・4月)	○	
H28. 5月	108,000	108,000 (3月・4月・5月)	○	
H28. 6月	107,000	107,000 (4月・5月・6月)	○	
H28. 7月	85,000	100,000 (5月・6月・7月)	×	
H28. 8月	99,000	97,000 (6月・7月・8月)	×	
H28. 9月	152,000	112,000 (7月・8月・9月)	×	

4月・5月・6月の平均は限度額内であるが、事後に支給要件を喪失したことが判明し、認定の届出がされていないため、当初から除外となる。

2. 事業所得の事実発生日

事業所得、農業所得等は年額が基準となる。そのため、確定申告により申告した対象の年が算定の基礎となる。なお、起業、廃業などによる要件の異動はその日による。

平成 27 年分事業所得の確定申告の例（確定申告時期は、翌年の 2 月頃）

【要件を欠く場合】

事業所得による収入(※)が 130 万円以上だった対象年の 1 月 1 日が事実発生日

【要件を具備する場合】

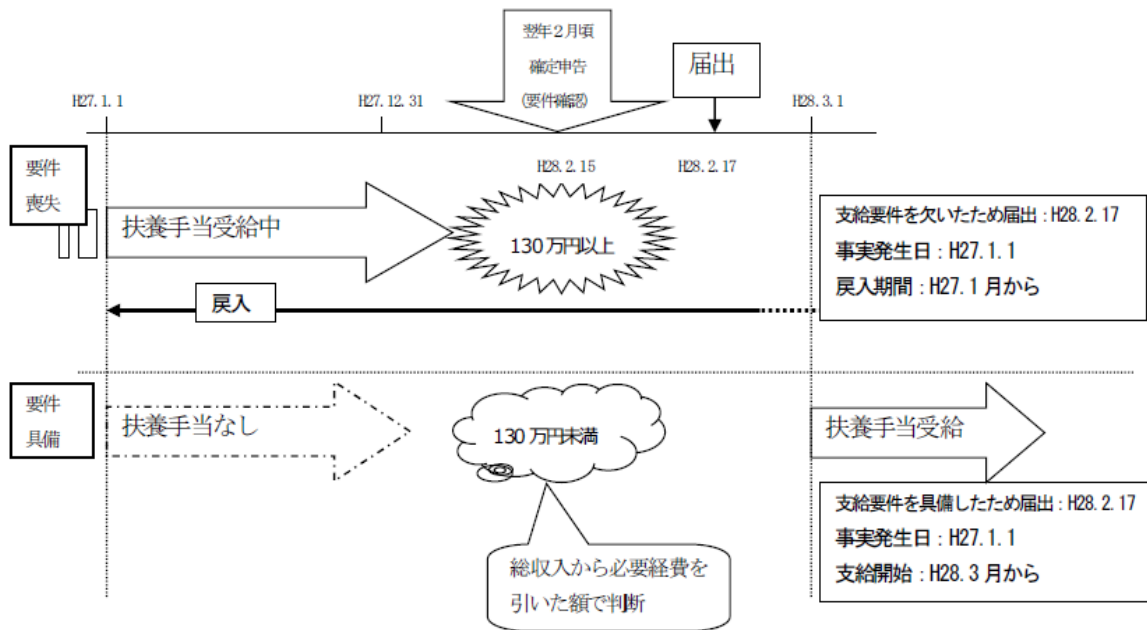
事業所得による収入(※)が 130 万円を下回り平成 28 年以降も下回る見込みの対象年の 1 月 1 日が事実発生日

(※) 課税上の所得の金額の計算に関係なく扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額による

R 2. 7. 16 【教職員・福利課】

	事実発生日
要件を欠く	H27年1月1日
要件を具備	H27年1月1日

※除外の場合は、さらに前年収入の確認を行う必要がある。



R2. 3. 5 【教職員・福利課】

別紙2

事業所得等のある者の扶養親族の認定について

**確定申告で所得が130万円未満でも
扶養親族の要件を満たさない場合があります**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年人事委員会規則第3号）第4条第3項第2号において、「その者の勤務所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者」は、扶養親族とすることができないとされていますが、この所得については、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によることとされています。したがって、その所得の種目のいかに係わりなく恒常的に得られる所得全体を指すものです。

なお、事業所得、不動産所得等の場合で当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められている経費（税金を除く。）に限り、その実額（当該手当支給の対象となる期間内に、実際に支出した額）を控除した額によるべきものとしています。



扶養手当上認められる必要経費は
所得税法上の必要経費と異なります！

- ① 事業を行うに当たって必要不可欠な直接的な経費
(例:仕入れ品の代価、使用人の賃金)
 - ② 事業に必要な家屋、備品等を維持管理するための
必要不可欠な経費(例:修繕費・水道光熱費)
- を基本にその”実額”をもって必要経費とします

⇒ 裏面を参考にしてください。

R2. 3. 5 【教職員・福利課】

《「学習塾の経営」事例》

△については、出納簿等を提出していただくなど、詳細を確認します。

科目	認否	
売上原価	○	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	○自宅使用分と事業用とが分離でき、事業用であることが明確であるもの(メーターを分ける等)
旅費交通費	△	○営業に関するもの、従業員の研修旅費 ×本人通勤費
通信費	△	○自宅使用分と事業用とが分離でき、事業用であることが明確であるもの(メーターを分ける等)
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	○建物・備品の原状回復 ×改装費等資産価値を高めるもの
消耗品費	△	○単年度で消費する鉛筆等 ×器具・備品
原価償却費	×	
福利厚生費	△	○従業員の健康診断費 ×レクレーション経費
給料賃金	○	
外注工賃	△	
利子割引料	×	
地代家賃	△	○自宅使用分と事業用とが分離でき、事業用であることが明確であるもの
貸倒金	×	
会議費	△	○経営維持に必要なもの
図書費	△	
研修費	△	○経営維持に必要なもの ×単に本人の実力を高めるもの
雑費	△	○経営維持に必要なもの

※ 必要経費の算出には十分な確認が必要となります。

※ 扶養手当における必要経費は、個々のケースごとに細かく精査することとされており、所得税法上の場合より狭い範囲となっています。

※ 購入品名が不明なもの、事業用であることが明確でないもの等は必要経費とは認められません。

諸手当について ご確認ください!!

多額戻入が多発中!



一括戻入です
分割できません



事例1

扶養親族としていた妻のパート収入が3ヶ月平均で月額108,333円以上となっていたが、除外の届け出をしていなかった。※年額130万円未満であっても、除外が必要

扶養手当等 5年分 約100万円 戻入

事例2

扶養親族としていた父の年金額が改定され、年額130万円を超えていたが、除外の届け出をしていなかった。

扶養手当等 3年分 約50万円 戻入



事例3

扶養親族としていた家族が就職をしたのに、除外の届け出を忘れていた。

扶養手当等 2年10月分 約50万円 戻入

事例4

家賃額が変更になっていたのに、届け出を忘れていた。

住居手当 3年分 約15万円 戻入



事例5

引っ越しや新道路開通により、通勤経路が変更になったのに、届け出を忘れていた。

通勤手当 2年分 約10万円 戻入



諸手当の確認には、
裏面のチェックリストを
ご活用ください!

問い合わせ先 
高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL: 088-821-4906 H31.3

R2. 3. 5 【教職員・福利課】

(参考)諸手当チェックリスト

扶養手当

配偶者や子を扶養親族としている場合に、扶養親族が就労(パート、アルバイトを含む)により、年額130万円以上、あるいは月あたり108,333円以上の収入を得ている場合には、要件を欠くこととなります。(月によって変動がある場合は、前後3ヶ月平均の金額で判断します。)扶養親族の収入を確認していますか。

配偶者なしの場合と、配偶者ありの場合で、扶養親族1人目の手当額が変わります。

すでに扶養親族がいる場合で、配偶者を有した場合に届出をしていますか。

(H31年度までの特例措置)

配偶者と重複して子の手当認定を受けていませんか。

扶養しなくなった場合や、扶養親族が死亡した場合に届出をしていますか。

父母等を扶養親族としている場合は、年金収入等の限度額が共済組合とは異なります。(共済組合は年180万円未満であるが扶養手当は年130万円未満。)年金収入等の限度額は超えていませんか。

事業所得がある方を扶養親族としている場合は、控除できる必要経費が所得税法上の必要経費とは異なりますが、十分に確認されていますか。

住居手当

住居手当を受給中で、転居した場合や、家賃額の改定があった場合には届出をしていますか。

配偶者が居住するための住居にかかる住居手当は、職員に単身赴任手当が支給される場合のみ支給対象となります。単身赴任手当を受給していないのに、配偶者が居住するための住居手当が支給されていませんか。

県職員住宅、教職員住宅、持ち家は、住居手当の支給対象とはなりません。職員住宅等に居住して住居手当が支給されていませんか。

家賃の支払は、本人が支払ったものとなっていますか。(引落しの口座名義人など)

通勤手当

人事異動で公署が変わったり転居した場合、また、新しい道路の開通等により通勤方法や通勤経路が変更になった場合に届出をしていますか。

(通勤距離が2km未満の場合には手当は支給されません。徒歩や自家用車等に同乗して通勤する場合も手当は支給されません。それまでに通勤手当を認定されている場合には、喪失の届出をしていますか。)

高速道路料金にかかる特別加算分が支給されている職員で、新しい道路の開通等により高速道路の支給要件を満たさなくなった場合や、高速道路の利用料金に変更が生じている場合に届出をしていますか。

届出が必要な主な事例:

- 高速道路を利用せずに通勤するものとした場合の通勤距離が40km以上または通勤時間が80分以上ではなくなった場合。
- 自動車が普通車⇔軽自動車に変わり通行料金が変わった場合。
- 高速道路の利用区間が変わった場合。

単身赴任手当

配偶者や子と同居になった場合には、喪失の届出をしていますか。

手当の受給中に、勤務公署や、自分や配偶者の住居が変わった場合には、届出をしていますか。

児童手当

児童(子)と、同居・別居の状況が変わった場合届出をしていますか。